

埼玉県ユニバーサルデザイン推進アドバイザー制度設置要綱

(目的)

第1条 ユニバーサルデザインの普及啓発、多様な関係者の参画によるユニバーサルデザインの実践を支援するため、埼玉県ユニバーサルデザイン推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度を設置する。

(アドバイザーの役割)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる役割を担う。

- (1) ユニバーサルデザインに関する講演会や研修会における講師
- (2) ユニバーサルデザインワークショップにおけるコーディネーター等としての指導、助言

(アドバイザーの登録)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる者のうちから適当と認められる者を選任する。

- (1) ユニバーサルデザインに関し専門的な知識を有する者
- (2) ユニバーサルデザインの推進に関する活動を実践している者

2 アドバイザーの登録期間は2年とし、再登録を妨げない。

(経費の負担)

第4条 県は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において、派遣に伴う謝金を支給する。但し、講演会等の主催者から謝金等の支給を受ける場合にはこの限りでない。

(庶務)

第5条 アドバイザーに関する庶務は、文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。